

2024年4月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（369疾病）

※ 新たに対象となる疾病（3疾病）

△ 表記が変更された疾病（5疾病）

○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

番号	疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名
1	アイカルディ症候群	64	関節リウマチ	127	コフィン・シリシス症候群
2	アイザックス症候群	65	完全大血管転位症	128	コフィン・ローリー症候群
3	IgA腎症	66	眼皮膚白皮症	129	混合性結合組織病
4	IgG4関連疾患	67	偽性副甲状腺機能低下症	130	鰓耳腎症候群
5	亜急性硬化性全脳炎	68	ギャロウエイ・モフト症候群	131	再生不良性貧血
6	アジソン病	69	急性壊死性脳症 ○	132	サイトメガロウィルス角膜炎 ○
7	アッシャー症候群	70	急性網膜壊死 ○	133	再発性多発軟骨炎
8	アトピー性脊髄炎	71	球脊髄性筋萎縮症	134	左心低形成症候群
9	アペール症候群	72	急速進行性糸球体腎炎	135	サルコイドーシス
10	アミロイドーシス	73	強直性脊椎炎	136	三尖弁閉鎖症
11	アラジール症候群	74	巨細胞性動脈炎	137	三頭筋欠損症
12	アルポート症候群	75	巨大静脈奇形(頸部口腔咽頭びまん性病変)	138	CFC症候群
13	アレキサダー病	76	巨大動脈奇形(頸部顔面または四肢病変)	139	シェーグレン症候群
14	アンジェルマン症候群	77	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	140	色素性乾皮症
15	アントレー・ビクスラー症候群	78	巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)	141	自己貪食空胞性ミオパチー
16	イソ吉草酸血症	79	筋萎縮性側索硬化症	142	自己免疫性肝炎
17	一次性ネフローゼ症候群	80	筋型糖尿病	143	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	81	筋ジストロフィー	144	自己免疫性溶血性貧血
19	Ip36欠失症候群	82	クッシング病	145	四肢形成不全 ○
20	遺伝性自己炎症疾患	83	クリオピリン関連周期熱症候群	146	シトステロール血症
21	遺伝性ジストニア	84	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	147	シトリン欠損症
22	遺伝性周期性四肢麻痺	85	クルーゾン症候群	148	紫斑病性腎炎
23	遺伝性腭炎	86	グルコーストランスポーター1欠損症	149	脂肪萎縮症
24	遺伝性鉄芽球性貧血	87	グルタル酸血症1型	150	若年性特発性関節炎
25	ウィーバー症候群	88	グルタル酸血症2型	151	若年性肺気腫
26	ウィリアムズ症候群	89	クロウ・深瀬症候群	152	シャルコー・マリー・トウース病
27	ウィルソン病	90	クローン病	153	重症筋無力症
28	ウエスト症候群	91	クローンカイト・カナダ症候群	154	修正大血管転位症
29	ウェルナー症候群	92	痙攣重積型(二相性)急性脳症	155	ジュベール症候群関連疾患
30	ウォルフラム症候群	93	結節性硬化症	156	シュワルツ・ヤンベル症候群
31	ウルリッヒ病	94	結節性多発動脈炎	157	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症
32	HTRA1関連脳小血管病 △	95	血栓性血小板減少性紫斑病	158	神経細胞移動異常症
33	HTLV-1関連脊髄症	96	限局性皮質異形成	159	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
34	ATR-X症候群	97	原発性局所多汗症 ○	160	神経線維腫症
35	ADH分泌異常症	98	原発性硬化性胆管炎	161	神経有棘赤血球症
36	エーラス・ダングロス症候群	99	原発性高脂血症	162	進行性核上性麻痺
37	エプスタイン症候群	100	原発性側索硬化症	163	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症
38	エプスタイン病	101	原発性胆汁性胆管炎	164	進行性骨化性線維異形成症
39	エマヌエル症候群	102	原発性免疫不全症候群	165	進行性多量性白質脳症
40	MECP2重複症候群 ※	103	顕微鏡の大腸炎	166	進行性白質脳症 ○
41	遠位型ミオパチー	104	顕微鏡的多発血管炎	167	進行性ミオクロームステんかん
42	円錐角膜 ○	105	高IgD症候群	168	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
43	黄色靱帯骨化症	106	好酸球性消化管疾患	169	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
44	黄斑ジストロフィー	107	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	170	スタージ・ウェーバー症候群
45	大田原症候群	108	好酸球性副鼻腔炎	171	ステイーヴンス・ジョンソン症候群
46	オクシタル・ホーン症候群	109	抗糸球体基底膜腎炎	172	スミス・マガニス症候群
47	オスラー病	110	後縦靱帯骨化症	173	スモン ○
48	カーニー複合	111	甲状腺ホルモン不応症	174	脆弱X症候群
49	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	112	拘束型心筋症	175	脆弱X症候群関連疾患
50	潰瘍性大腸炎	113	高チロシン血症1型	176	成人発症スチル病 △
51	下垂体前葉機能低下症	114	高チロシン血症2型	177	成長ホルモン分泌亢進症
52	家族性地中海熱	115	高チロシン血症3型	178	脊髄空洞症
53	家族性低βリポタンパク血症I(ホモ接合体)	116	後天性赤芽球癆	179	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)
54	家族性良性慢性天疱瘡	117	広範脊柱管狭窄症	180	脊髄膜瘤
55	カナバン病	118	膠様滴状角膜ジストロフィー	181	脊髄性筋萎縮症
56	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	119	抗リン脂質抗体症候群	182	セピアプテリン還元酵素(SR)欠損症
57	歌舞伎症候群	120	コケイン症候群	183	前眼部形成異常
58	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	121	コストロ症候群	184	全身性エリテマトーデス
59	カルニチン回路異常症	122	骨形成不全症	185	全身性強皮症
60	加齢黄斑変性 ○	123	骨髄異形成症候群 ○	186	先天異常症候群
61	肝型糖尿病	124	骨髄線維症 ○	187	先天性横隔膜ヘルニア
62	間質性膀胱炎(ハンナ型)	125	ゴナドトロピン分泌亢進症	188	先天性核上性球麻痺
63	環状20番染色体症候群	126	5p欠失症候群	189	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症

番号	疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名
190	先天性魚鱗癬	253	那須・ハコラ病	316	ヘモクロマトーシス ○
191	先天性筋無力症候群	254	軟骨無形成症	317	ペリー病 △
192	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症	255	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	318	ペルーシド角膜辺縁変性症 ○
193	先天性三尖弁狭窄症	256	22q11.2欠失症候群	319	ペルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。)
194	先天性腎性尿崩症	257	乳幼児肝巨大血管腫	320	片側巨脳症
195	先天性赤血球形成異常性貧血	258	尿素サイクル異常症	321	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
196	先天性僧帽弁狭窄症	259	ヌーナン症候群	322	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
197	先天性大脳白質形成不全症	260	ネイル/パテラ症候群(爪膝蓋骨症候群)/LMX1B関連腎症	323	発作性夜間ヘモグロビン尿症
198	先天性肺静脈狭窄症	261	ネフロン癆	324	ホモシスチン尿症
199	先天性風疹症候群 ○	262	脳クレアチン欠乏症候群	325	ポルフィリン症
200	先天性副腎低形成症	263	脳髄黄色腫症	326	マリネスコ・シェーグレン症候群
201	先天性副腎皮質酵素欠損症	264	脳内鉄沈着神経変性症(※) △	327	マルファン症候群/ロイス・ディーツ症候群 △
202	先天性ミオパチー	265	脳表ヘモジデリン沈着症	328	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多業性運動ニューロパチー
203	先天性無痛無汗症	266	膿疱性乾癬	329	慢性血栓性肺高血圧症
204	先天性葉酸吸収不全	267	嚢胞性線維症	330	慢性再発性多発性骨髄炎
205	前頭側頭葉変性症	268	パーキンソン病	331	慢性膀胱炎 ○
206	線毛機能不全症候群(カルタゲナー(Kartagener)症候群を含む。) ※	269	バージャー病	332	慢性特発性偽性腸閉塞症
207	早期ミオクロニー脳症	270	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症	333	ミオクロニー欠神てんかん
208	総動脈幹遺残症	271	肺動脈性肺高血圧症	334	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
209	総排泄腔遺残	272	肺胞蛋白症(自己免疫性または先天性)	335	ミトコンドリア病
210	総排泄腔外反症	273	肺胞低換気症候群	336	無虹彩症
211	ソトス症候群	274	ハッチンソン・ギルフォード症候群	337	無脾症候群
212	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	275	バッド・キアリ症候群	338	無βリポタンパク血症
213	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	276	ハンチントン病	339	メープルシロップ尿症
214	大脳皮質基底核変性症	277	汎発性特発性骨増殖症 ○	340	メチルグルタコン酸尿症
215	大理石骨病	278	PCDH19関連症候群	341	メチルマロン酸血症
216	ダウン症候群 ○	279	非ケトosis型高グリシン血症	342	メビウス症候群
217	高安動脈炎	280	肥厚性皮膚骨膜炎	343	メンケス病
218	多系統萎縮症	281	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	344	網膜色素変性症
219	タナトフォリック骨異形成症	282	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	345	もやもや病
220	多発血管炎性肉芽腫症	283	肥大型心筋症	346	モワット・ウイルソン症候群
221	多発性硬化症/視神経脊髄炎	284	左肺動脈右肺動脈起始症	347	薬剤性過敏症候群 ○
222	多発性軟骨性外骨腫症 ○	285	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	348	ヤング・シンプソン症候群
223	多発性嚢胞腎	286	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	349	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
224	多脾症候群	287	ピッカースタッフ脳幹脳炎	350	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
225	タンジール病	288	非典型溶血性尿毒症症候群	351	4p欠失症候群
226	単心室症	289	非特異性多発性小腸潰瘍症	352	ライソゾーム病
227	弾性線維性仮性黄色腫	290	皮膚筋炎/多発性筋炎	353	ラスムッセン脳炎
228	短腸症候群 ○	291	びまん性汎細気管支炎 ○	354	ランゲルハンス細胞組織球症 ○
229	胆道閉鎖症	292	肥満低換気症候群 ○	355	ランドウ・クレフナー症候群
230	遅発性内リンパ水腫	293	表皮水疱症	356	リジン尿性蛋白不耐症
231	チャージ症候群	294	ヒルシュブルグ病(全結腸型または小腸型)	357	両側性小耳症・外耳道閉鎖症 ○
232	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	295	VATER症候群	358	両大血管右室起始症
233	中毒性表皮壊死症	296	ファイファー症候群	359	リンパ管腫症/ゴーハム病
234	腸管神経節細胞僅少症	297	ファロー四徴症	360	リンパ脈管筋腫症
235	TRPV4異常症 ※	298	ファンコニ貧血	361	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)
236	TSH分泌亢進症	299	封入体筋炎	362	ルビンシュタイン・テイビ症候群
237	TNF受容体関連周期性症候群	300	フェニルケトン尿症	363	レーベル遺伝性視神経症
238	低ホスファターゼ症	301	フォンタン術後症候群 ○	364	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
239	天疱瘡	302	複合カルボキシラーゼ欠損症	365	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
240	特発性拡張型心筋症	303	副甲状腺機能低下症	366	レット症候群
241	特発性間質性肺炎	304	副腎白質ジストロフィー	367	レノックス・ガストー症候群
242	特発性基底核石灰化症	305	副腎皮質刺激ホルモン不応症	368	ロスマンド・トムソン症候群
243	特発性血小板減少性紫斑病	306	ブラウ症候群	369	肋骨異常を伴う先天性側弯症
244	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る。)	307	プラダー・ウィリ症候群		
245	特発性後天性全身性無汗症	308	プリオン病		
246	特発性大腿骨頭壊死症	309	プロピオン酸血症		
247	特発性多中心性キャッスルマン病	310	PRL分泌亢進症(高プロラクチン血症)		
248	特発性門脈圧亢進症	311	閉塞性細気管支炎		
249	特発性両側性感音難聴	312	β-ケトチオラーゼ欠損症		
250	突発性難聴 ○	313	ベーチェット病		
251	ドラベ症候群	314	ベスレムミオパチー		
252	中條・西村症候群	315	ヘパリン起因性血小板減少症 ○		

(※) 旧対象疾病番号 159 (神経フェリチン症) は対象疾病番号 264 (脳内鉄沈着神経変性症) に統合。

(※) 一覧には代表的な疾病名が記載されており、内含する疾病名までは記載されておりません。各疾病の詳細については、難病情報センターのホームページ <https://www.nanbyou.or.jp/> 等を参照ください。

身体障害者障害程度等級表（太実線より上は第1種を、下は第2種を表す。）

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	肢体不自由	
		聴覚障害	平衡機能障害		上肢	下肢
1級	視力の良い方の眼の視力（万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）が0.01以下のもの				1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
2級	1 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度（I/4視標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度（I/2視標による。以下同じ。）が28度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	両耳の聴カレベルがそれぞれ100デシベル以上のもの（両耳全ろう）			1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの
3級	1 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの（2級の2に該当するものを除く。） 2 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	両耳の聴カレベルが90デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1 両下肢をショパール関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したものの
4級	1 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの（3級の2に該当するものを除く。） 2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3 両眼開放視認点数が70点以下のもの	1 両耳の聴カレベルが80デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話語を理解し得ないもの） 2 両耳による普通話の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの
5級	1 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3 両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの 5 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの		平衡機能の著しい障害		1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3 一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの
6級	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	1 両耳の聴カレベルが70デシベル以上のもの（40センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの） 2 一側耳の聴カレベルが90デシベル以上、他側耳の聴カレベルが50デシベル以上のもの			1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害
7級					1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの
備考	1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、一級うへの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、該当等級とする。 2 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。 3 異なる等級について二以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して、該当等級より上の級とすることができる。 4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。					

肢体不自由			心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害																																				
体幹	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害		心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害																														
	上肢機能	移動機能																																					
体幹の機能障害により坐っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	心臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの																														
1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの																														
体幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により家庭内での日常生活活動に制限されるもの	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)																														
	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの																														
体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの	<p>(参 考)</p> <p>二以上の障害が重複する場合の取扱い</p> <p>二つ以上の障害が重複する場合の障害等級は、次により認定する</p> <p>(1) 障害等級の認定方法</p> <p>ア 二つ以上の障害が重複する場合の障害等級は、重複する障害の合計指数に応じて、次により認定する。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>合計指数</th> <th>認定等級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>18以上</td><td>1級</td></tr> <tr><td>11～17</td><td>2級</td></tr> <tr><td>7～10</td><td>3級</td></tr> <tr><td>4～6</td><td>4級</td></tr> <tr><td>2～3</td><td>5級</td></tr> <tr><td>1</td><td>6級</td></tr> </tbody> </table> <p>イ 合計指数の算定方法</p> <p>合計指数は次の等級別指数表により各々の障害の該当する等級の指数を合計したものとす。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>障害等級</th> <th>指数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1級</td><td>18</td></tr> <tr><td>2級</td><td>11</td></tr> <tr><td>3級</td><td>7</td></tr> <tr><td>4級</td><td>4</td></tr> <tr><td>5級</td><td>2</td></tr> <tr><td>6級</td><td>1</td></tr> <tr><td>7級</td><td>0.5</td></tr> </tbody> </table>							合計指数	認定等級	18以上	1級	11～17	2級	7～10	3級	4～6	4級	2～3	5級	1	6級	障害等級	指数	1級	18	2級	11	3級	7	4級	4	5級	2	6級	1	7級	0.5
合計指数	認定等級																																						
18以上	1級																																						
11～17	2級																																						
7～10	3級																																						
4～6	4級																																						
2～3	5級																																						
1	6級																																						
障害等級	指数																																						
1級	18																																						
2級	11																																						
3級	7																																						
4級	4																																						
5級	2																																						
6級	1																																						
7級	0.5																																						
	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等による移動機能の劣るもの																																					
	上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの																																					

5「指の機能障害」とは、中手指関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害を含むものとする。

6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。

7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。

障害者福祉のあらし 2024 さくいん

あ		携帯電話等使用料等の割引サービス	54
ICT技術習得セミナー	61	軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業	32
安心カード	41	結核児童療育医療の給付	17
安心サポートセンター(権利擁護相談)	9	県営住宅	46
安心シート	41	県税事務所	71
い		こ	
育成医療の給付	16	後期高齢者医療制度	17
え		公共交通機関バリアフリートイレ	67
NHK放送受信料の減免	53	公共料金の割引等	52
NTT電話番号案内料無料措置(ふれあい担当)	53	公共職業訓練	61
お		航空運賃(国内)	56
大阪国税局電話相談センター(FAX)	71	高次脳機能障害相談窓口	11
おくる電(でん)(神戸市病院送迎紹介コールセンター)	43	更生医療の給付	16
オストメイト社会参加促進事業	14	厚生年金(障害厚生年金等)	21
主な公共施設等	73	行動援護	37
音声機能障害者発声訓練	14	神戸アイライト協会(視覚障害者生活支援事業)	11
か		神戸ー関空ベイ・シャトル	56
会議室等の利用	65	神戸市こども・若者ケアラー相談・支援窓口	12
介護保険によるサービスの利用	44~45	こうべ市歯科センター	18
外出支援	38	神戸市障害者虐待防止センター	11
ガイドヘルパー派遣	38	神戸市障害者スポーツ大会等	62
各種講座など	66	神戸市成年後見支援センター	10
貸付	22	神戸市総合コールセンター	78
家庭ごみの収集	72	神戸市電子図書館	65
感覚運動指導教室	14	神戸市NET119番通報システム	42
き		神戸市発達障害者支援センター	10
機能訓練	14	神戸市福祉局監査指導部	12
居宅介護	37	神戸市立市民福祉スポーツセンター	81
緊急通報システム「ケアライン119」	41	神戸ひきこもり支援室	12
く		神戸ふれあい工房のご案内	96
区役所・北須磨支所保健福祉課(福祉事務所・保健センター)	8、裏表紙	高齢重度障害者医療費助成	17
グループホーム	46	高齢者定期予防接種	17
グループホーム利用者家賃助成	46	国民年金(障害基礎年金)	20
け		個人事業税/自動車税等	51~52
警察署等	71	こども家庭センター(児童相談所)	8

さ		手話通訳者・要約筆記者の派遣	39
サービス等利用計画	24	障害支援区分	25
災害への備え	43	障害児福祉手当	19
在宅障害者福祉センター	9	障害者更生相談所	9
在宅人工呼吸器使用患者非常用電源整備事業	18	障害者総合支援法の対象疾病一覧	88～89
し		障害者歯科診療対応歯科医院	18
しあわせの村内施設	78	障害者スポーツ教室	63
JR・私鉄各社	55	障害者総合支援法	23
市営住宅・県営住宅	46	障害者相談支援センター	8、98～99
市会(傍聴・点字「神戸市会だより」等)	67	障害者体験ワーク事業(障害者しごと体験事業)	61
視覚障害者生活訓練事業	14	障害者短時間トライアル雇用	62
視覚障害者用音声パソコン等の利用	64	障害者地域生活支援拠点	8
しごとサポート	80	障害者特別給付金	19
施設入所支援	34	障害者トライアル雇用	62
施設利用	34	障害者に関するマーク	85～87
失語症者向け意思疎通支援者の派遣	39	障害者ほっとライン、無料法律相談	11
自動車運転免許取得費補助	59	障害者療育指導	14
自動車改造費助成	58	障害福祉サービス制度のご案内	24～25
自動車燃料費助成	57	障害福祉サービス等の利用者負担額	26
児童発達支援	36	障害を理由とする差別に関する相談窓口	11
児童扶養手当	20	小児慢性特定疾病医療費助成事業	18
市バス・市営地下鉄	55	小児慢性特定疾病児童手帳	15
字幕入りビデオライブラリー	65	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	9
重症心身障害者日中活動支援事業	36	小児慢性特定疾病児童向け日常生活用具の給付徴収基準月額	32
住宅	46	消防署等	68～69
住宅改修助成制度	48	職業準備支援	61
重度障害児(者)入院時コミュニケーション支援事業	35、38	職業紹介・職業相談	61
重度障害者医療費助成	17	職場復帰支援(リワーク事業)	62
重度障害者等包括支援	37	所得税／住民税／相続税	49～50
重度心身障害者介護手当	19	ジョブコーチ(職場適応援助者)による支援	62
重度身体障害者訪問入浴サービス	40	自立訓練	34
重度訪問介護	37	自立支援給付によるもの	34
就労	61～62	自立生活援助	39
就労移行支援	61	市立駐車場・市立駐輪場等	52～53
就労継続支援(A型・B型)	34	心身障害者扶養共済制度	21
就労支援	61～62	身体障害者障害程度等級表	90～91
就労定着支援	62	身体障害者相談員・知的障害者相談員	9
手話通訳者の区役所配置	39	身体障害者相談員名簿	82～83

身体障害者手帳	15	駐車禁止除外指定車標章の交付	58
す		駐車場	74~75
水道に関するお問い合わせ	72	駐車場(公園)	76
水道料金等の点字または音声コード付き文書でのお知らせ	40	中途失明者日常生活訓練	14
スポーツ施設	62	聴覚障がい者等FAX119	43
すまいに関する相談(すまいるネット)	47	て	
須磨浦ロープウェイ	56	手当	19~20
スルッとKANSAI 特別割引用ICカード	59	デイジー図書再生機の貸出	64
せ		手帳の交付	15
生活福祉資金の貸付	22	鉄道駅舎	72
生活介護	34	点字出版物の発行	64
税金の減額・免除	49	点字図書館等	64
精神障害者社会適応訓練事業	61	点字図書給付	64
精神障害者保健福祉手帳	15	電話リレーサービス	40
精神通院医療の給付	16	と	
精神入院医療費助成	16	同行援護	37
精神保健福祉センター	9	東部療育センター	13
西部療育センター	13	特定医療費(指定難病)公費負担	18
税務署	70	特定非営利活動法人兵庫盲ろう者友の会	10
セルフプラン	24	特別児童扶養手当	19
選挙(郵便等による不在者投票)	66	特別障害給付金	21
全国共通人権相談ダイヤル	11	特別障害者手当	19
専用場所駐車標章(高齢運転者等標章)の交付	59	図書の郵送貸出サービス	65
そ		な	
総合療育センター	13	ナスバ(独立行政法人自動車事故対策機構)による介護料の支給	18
相談	8~12	難病に関する相談窓口	11
その他の相談、情報提供	12	に	
た		日常生活用具費の支給	27~31
対面朗読サービス	65	日常生活用具の給付(小児慢性特定疾病)	31
タクシー	55	日中一時支援事業(日帰り利用)	35
タクシー利用券助成	57	日本年金機構 年金事務所	71
短期入所(ショートステイ)	34	日本郵便株式会社	72
ち		乳幼児親子教室事業	14
地域移行支援	39	ね	
地域活動支援センター一覧	35~36	年金	20~21
地域生活活動支援によるもの	35	の	
知的障害者相談員名簿	84	ノンステップバス・ワンステップバスの運行	59
地域定着支援	39		

は

発達障害者相談窓口 10、79

ひ

ひまわり収集 40

病院や施設から地域生活への移行に対する支援等 39

(福)兵庫県視覚障害者福祉協会 12

兵庫県福祉サービス運営適正化委員会 11

兵庫県ヤングケアラー・若者ケアラー相談窓口 11

兵庫県立聴覚障害者情報センター 10

兵庫ゆずりあい駐車場 59

ひょうご・こうべ依存症対策センター 12

ひょうご障害者スマホ・パソコン相談室 11

ひょうご防災ネット 42

ふ

フェリー・定期航路など 56

福祉機器展示施設 33

福祉用具の提供・貸与など 27～33

福祉サービス利用援助事業 40

福祉乗車証の交付 57

福祉手当(経過措置) 19

福祉の店 77

福祉避難所 43

ふれあい浴場事業 36

へ

ヘルプマーク、ヘルプカード 60

ほ

保育所等訪問支援 36

保育認定を受けた子どもの保育料等の軽減措置 36

放課後等デイサービス 36

訪問歯科診療・口腔ケア事業 16

訪問理美容サービス 40

ポータルライナー・六甲ライナー 55

ホームヘルパー・ガイドヘルパー派遣 37～38

保健・医療の給付 16～18

保健師による療養相談 16

補助犬の健康管理費支給 33

補助犬の貸与 33

補助犬の登録および狂犬病予防注射済票交付手数料減免 33

補装具・日常生活用具の利用者月額負担上限額 31

補装具費の支給(購入・修理・借受け) 27

ボランティア情報センター 77

み

民営バス 55

民生委員・児童委員 9

も

盲人用具購入斡旋 33

盲ろう者向け通訳・介助員の派遣 39

モニタリング 24

ゆ

郵便物の割引制度 54

有料道路通行料 56

り

リフト付福祉バスの利用 57

療育・訓練 13～14

療育手帳 15

療養介護 34

ろ

労働行政関係機関 70

六甲有馬・摩耶ロープウェー・摩耶ケーブル 56

六甲ケーブル 56

神戸ふれあい工房



マスコットキャラクター
ふわぼん

日常を彩るかわいい小物
おいしいお菓子がいっぱいだよ

のご案内

障がいのある方たちの「もっと働きたい」、「もっと収入を増やして自立したい」、「たくさんの方に商品を手にとって欲しい」という強い願いをともに実現していきたい、そんな思いからショップ&ギャラリー『神戸ふれあい工房』は生まれました。『神戸ふれあい工房』は、商品の展示・販売を通じて障がいのある方たちの自立と社会参加を応援しています。



●店舗販売

実際に商品を手にとってご覧いただけます♪

営業時間：月～土曜日 8時～20時

定休日：日祝、年末年始

所在地：神戸市営地下鉄海岸線

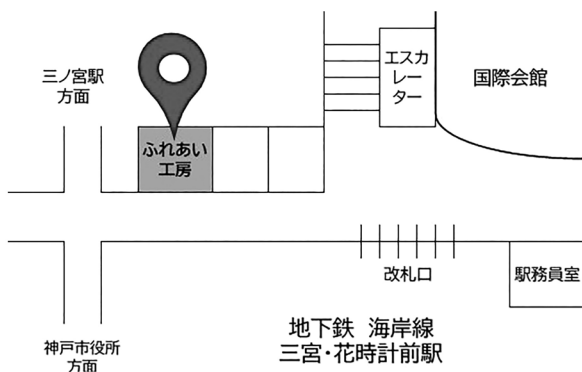
三宮・花時計前駅構内（改札外）

カフェ「Link tree」内

T E L : 080-9121-6170

店舗運営：社会福祉法人 みかり会

店舗アクセス図



●外商販売

大量注文などのご相談に♪記念品、詰め合わせ等の受注を承ります。

受付時間：月～金曜日 10時～16時

定休日：土日祝、年末年始

T E L : 080-8947-6697

F A X : 078-646-3516

Eメール：crayon-fureai@crayon.or.jp

外商運営：NPO法人 知的障害児・者療育サポートセンター くれよん

商品の内容や店舗などについて、下記ホームページ・Instagramでご確認いただけます。

HP



Instagram



設置運営：社会福祉法人 神戸市社会福祉協議会

これって！

障がい者に対する

差別

なのでは…

と感じたことはありませんか

障がいがあることを
理解してもらえない

手話や筆談で
説明をお願いしたが
断られた

車いすからだ
と見にくいな
掲示板が高くて

盲導犬との入店を
拒否された

解決に向けてお手伝いします

こうべし しょうがい りゆう さべつ かん そうだんまどぐち
神戸市 障害を理由とする差別に関する相談窓口

TEL 078-322-0310 FAX 078-322-6044
(平日 8:45~12:00/13:00~17:30)

メール syogai_sabetsu@office.city.kobe.lg.jp

面談 神戸市福祉局障害福祉課
〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所1号館
※相談窓口での面談は事前予約が必要です

